

令和 8 年度 青森県立尾上総合高等学校 学校経営方針

2026.4.3

1 校 訓

- Independence … 自立する心をもって歩むこと
Challenge … 探究する心をもって歩むこと
Harmony … 調和する心をもって歩むこと

2 教育目標

生徒一人一人の夢や希望の実現に向け、「自立する心」、「探究する心」、「調和する心」を育む教育を展開し、家庭や地域社会と連携・協働しながら、郷土に対する愛着と誇りをもち、社会の一員としての自覚と「社会を生きぬく力・切り拓く力」を身に付けた人間の育成を図る。

3 スクール・ミッション（本校に求められる役割、目指す学校像）

（1）定時制

総合学科の特長を生かし、多様な学びや個に応じたきめ細やかな教育活動を通して、生徒一人一人の個性を伸長するとともに、自己の在り方・生き方を考察させるキャリア教育により、社会の一員としての自覚と協調性を養い、夢や希望を持ち、社会的・職業的に自立した人財を育成します。

（2）通信制

幅広い学びの機会の提供や生徒の多様な学習ニーズへの対応、個に応じたわかる授業を通して、生徒一人一人の個性を伸長するとともに、外部機関や地域との連携を生かしながら、自己の在り方・生き方を考察させるキャリア教育により、自己肯定感と自己有用感を高め、豊かな心を持った、社会的・職業的に自立した人財を育成します。

4 令和 8 年度学校経営方針

（1）確かな学力の育成

- ア 生徒一人ひとりの実態を把握しながら、その実態に応じた学習指導を行い、基礎学力の向上に努める。
- イ 生徒が落ち着いて学習に取り組めるよう、ユニバーサルデザイン化された分かりやすい授業づくりを推進する。
- ウ 「分かる、できる成功体験」が実感できる授業を行い、生徒の自己肯定感と自己有用感を育成する。
- エ 学習の効率化を図るため、ICT機器の活用を推進する。

（2）豊かな人間性の育成

- ア 時間の厳守、適切な服装容儀、TPOをわきまえた言動ができるよう、生徒の基本的な生活習慣と規範意識を育成する。
- イ 自身や他者の生命を尊び、相手や周囲を思いやり、琴線に触れた物事に素直に感動・共感する心を育むとともに、事故や問題行動の未然防止に努める。

ウ 「おはよう」という挨拶、「ありがとう」という感謝、自らに非がある場合には「ごめんなさい」という謝罪の言葉をいつでも、どこでも、誰に対しても素直に言える態度を育成する。

エ 人としての在り方・生き方教育を特定の教科及びホームルーム活動に限定せず、全教員が必要な時期、必要な場面で適宜に行う。

(3) キャリア教育の充実

ア キャリア教育を通して、生徒の「学ぶ・働く・生きる」をつなぐ取り組みを推進し、生徒の自立と就労を支援し、出口指導を徹底する。

イ アルバイト就業を奨励するとともに、授業の一環としてさまざまな体験活動に取り組みせ、就業意識の向上を図る。

ウ 生徒一人ひとりの実態を把握し、必要に応じた就労支援サービスを活用させる。

エ 生徒個々の進路指導を充実させるため、教員相互の情報の共有化を図る。

(4) 保護者・地域に信頼される学校づくり

ア 各教職員が、常に教育公務員としてのサービスを認識し、保護者・地域・関係機関との関係を築くように努める。

イ 社会人としてのマナーを守ることはもちろん、保護者に対しては傾聴・受容・共感のマインド、地域・関係機関に対しては誠実な対応、職員間では報告・連絡・相談・調整のマインドを尊重する。

ウ 地域の福祉・保健・医療・労働等の関係機関との連携に努める。

エ 学校運営協議会での熟議を進め、関係機関による体験活動を実施する。

(5) 教職員の資質向上

ア 現代の定時制通信制高校の教職員に求められている資質をよく理解し、生徒との心の結びつきを深め、生徒の自尊感情の育成を図りながら内面の成長を支援する。

イ 多様な背景をもつ生徒に対応するため、研鑽を重ね、教員の専門性向上に努める。

ウ インクルーシブ教育システムの理念の理解を深め、通級による指導を全校体制で実施する。

5 本年度の留意点

- (1) 生徒最優先の教育活動
- (2) 特別支援教育の理解増進と実践
- (3) 組織的・予防的・協力的な対応
- (4) 優しさと厳しさのバランスの取れた指導
- (5) 退学者の減少
- (6) 内規に則った学校運営
- (7) 定時制と通信制の相互理解・協力体制の構築

6 学校運営に対する教職員の参画意識について

・『教育は人づくり』を原点に、教員には次のことをお願いしたい。

- (1) 教えること、育てることに責任をもつ。
- (2) 授業では「分かる・できる」を徹底的に追求する。

- (3) 生徒には、まずは基礎・基本を習得させ、学びへの抵抗感をなくさせる。
- ・『学校』の一員として、全教職員に次のことをお願いしたい。
- (4) 会議では意見を言う。個人の意見と組織の意見が異なった場合、組織の意見に従う。
- (5) 本校教育環境の充実のため、教職員としての自身の資質を向上させる。
- (6) 明るく働きやすい職場環境を築く。
- (7) 「グループ」から「チーム」に意識変革し、協働しながら校務を遂行する。

7 職務の遂行にあたって

- (1) 学校で生徒が目にするもの、耳にするもの、体験するものすべてが教材であるという認識にたった言動と教育実践を行う。また、教室や職員室等の整理整頓に心がけ、教育の場として相応しい環境づくりを行う。
- (2) 教科指導、教育相談、特別支援教育に関する研鑽に努め、本校生徒の実態に応じた多角的な指導力を身に付ける。
- (3) 不登校や発達障害等さまざまな事情をかかえた生徒の理解と指導、いじめ防止対策等に全教職員で組織的かつ継続的に取り組む。
- (4) 組織の中で働く職員の一員として、タイムリーな報告・連絡・相談・記録を行い、業務の改善向上を図るとともに、危機意識をもって仕事に取り組む。また、トラブル発生時は、その深刻度を10倍に受けとめ、迅速かつ慎重に対応する。
- (5) 私費公費ともに適正な執行管理を行うとともに、公務旅行にともなう事前事後の処理をはじめとした事務処理は速やかに行う。
- (6) 教員の執務室は職員室であることを再認識し、生徒・保護者への対応、緊急時に備え、基本的には職員室で執務する。

8 教職員の服務規律の遵守について

服務規律の遵守は、学校と生徒を守る行為であることを認識し、生徒・保護者・地域の信頼と期待に応えましょう。

- (1) 教職員は公務員としてのモラルと使命感を持って仕事しましょう。特に学校の教職員は他の公務員以上の倫理観や服務規律が求められることを自覚しましょう。
- (2) 職務に専念する義務を果たしましょう。(勤務時間中の外出)
- (3) 服務規律の遵守を徹底しましょう。(飲酒・酒気帯び運転(=失職)、スピード違反、公金横領など)
- (4) 生徒への体罰・ハラスメントは厳禁です。体罰と疑われないように可能な限り生徒に触れないようにしましょう。また「指導」したつもりで「ハラスメント」になっていないか、自身の指導を客観的に捉えましょう。
- (5) 金銭や記録媒体の取り扱いには十分気をつけること。

9 その他(お願い)

- (1) 保護者や外部業者、生徒及び同僚への適切な態度と言葉遣いを行う。
- (2) 保護者への連絡は速やかに行う。(授業や校外活動・部活動でのけが、問題行動等)
- (3) 指導を要する生徒への記録は確実にとること。(個人記録シートへの記録)

- (4) 同僚を大切にし、仲間意識をもって仕事にあたってほしい。批判はしても、非難をしない。
- (5) 計画的に休暇・休養をとり、心身ともに健康な状態の維持に努める。

10 一人ひとりが危機管理意識をもつための七つの行動指針

- (1) いつも誰かが見ているという気持ちで仕事をしよう。
- (2) いつも「本当に大丈夫だろうか」という意識をもって仕事をしよう。
- (3) 苦情には大事な恩師や先輩に対する同じ気持ちで対応しよう。
- (4) 「自分の家族にも同じことがやれるか」を自問しよう。
- (5) 「おかしい」と思ったことは「おかしい」と管理職に言おう。
- (6) 慣習や先例に判断を任せていないか自問しよう。
- (7) そのことを最も批判的な人間が知っても問題にならないか自問しよう。